

逗子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

令和8年3月改定内容

資料2

改定範囲	P44-45（資料1赤字箇所） 3.事務事業編-(3)対策- ③公共施設での再生可能エネルギー導入と 地域内での普及促進の実施 1	P 50-53 第5章 計画の推進 2
内容	令和5年度に実施した「逗子市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査」の結果を踏まえ、市公共施設への再エネ導入についての計画方針へ反映する。	計画の推進体制の変更を反映する。
参考資料	【資料3】逗子市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託業務報告書(概要版)	【資料4】地球温暖化対策の推進体制
(備考)	当調査は環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」として補助金を活用し実施したものであり、その調査結果を地球温暖化対策実行計画へ反映する必要がある。	対象範囲に重複部分が多かった地球温暖化対策と環境マネジメントシステムを統合し、推進するための庁内組織体制整備の結果を反映させるもの。